

相続税の申告や納税を行う必要はありません。また、相続税の申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から十ヶ月以内に、相続人及び受遺者が共同して行わなければならないとされています。

L&P司法書士法人

大阪事務所 大阪市北区梅田2-5-4  
電話 06-6455-0171

神戸事務所 神戸市中央区明石町48

電話 078-325-8886

URL <http://www.lp-s.jp/>

### 24時間サイクルのススメ



私たちの体は、毎日食べ物を取り入れ(補給)、その食べ物の一部を吸収し(同化)、使わない部分を捨てる(排泄)という作業を24時間繰

り返している。しかし、意外とそれがいつ行われているのかは知られていない。  
正午～午後8時  
午後8時～午前4時  
午前4時～正午

この中で特に注目すべきことは、午前中は体はまだ排泄をこなしていることだ。この排泄のサイクルを妨げないことがダイエットするのにも最も大切なことだ。その第一が「水」です。しかしここで言っている「水」とは水道水やミネラルウォーターのことではありません。野菜や果物に含まれている「水」のことです。

補給(摂取と消化) 食べることで食べたものの分解  
同化(吸収と利用) 体への同化  
排泄(体内の老廃物と食物カス)

野菜と果物に含まれる水分が定期的に与えらる。



### 事務局だより



当組合では、中小企業のための火災・自動車・事故費用の取扱いをしています。

肥満予防ダイエット神言アカデミー

肥満予防健康管理士 岸 正幸  
神戸市灘区土山町7-37-903  
電話 078-858-7374

「小規模企業共済は月額掛金千円から、経営者フティ共済は五千円から加入できます。詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。」

共済は、民間会社と違って、営利目的ではないため、火災・自動車とも割安にご利用できます。現在ご加入の保険証書の「PT」をご提示いただければ、いつでも見積もりを致しますので、事務局までご連絡ください。また、「小規模企業経営者のための退職金制度」として、会社役員、個人事業主が加入できる「小規模企業共済」取引先の倒産で債権等が回収困難になった場合貸付が受けられる「経営者フティ共済」も取り扱っています。



### 新年の挨拶

協同組合阪神商工共済会  
理事長 笹部 藤和



昨春秋に、京都にある立命館大学平和記念館で開催された、フリーモレ ビー展を見ました。

この主人公は、先の第二次大戦の最中イタリアのトリノ(荒川静香さんが冬季オリンピックで金メダルを取った)と言つ街で、平和に暮らしていたイタリア系ユダヤ人科学者で、当時のイタリアのファシスト政府と

ナチスドイツに反抗するパルチザン反戦軍に加盟し抵抗したため捕らえられ、あの悪名高いアウシュビッツ(ポーランド名オシフェンチム)に送られたが、奇跡的に生き延び故郷のトリノへ帰った後、この人類の悲惨な歴史を「アウシュビッツは終わらない」という告発書で世に送り出した。

科学者であり文学者であった一市民の記録を偲ぶ展示会でした。

ユダヤ民族迫害の歴史は、中世より近世にかけてより顕著なものがあり、世の中が近代化され、経済中心の近代資本主義の発達と共に、世界各地でその当時の国家が進めた近代化の生け贄にされたのが、資本主義の主人公に収まりかけた一部のユダヤ系資本家を含む、大多数のロシアやヨーロッパ農業や根気の要る手工業を支えた良く働く善良なユダヤ人でした。

戦後六十五年も経った今何故なのか。それは人間と言つ此の地球を支配している生物が、目覚ましい技術の進歩とは裏腹に、過去から何世紀にも亘り繰り返してきた人間同士の差別からくる戦争、虐殺などの非人

間的行為が、近世になっても止まない事への警笛を鳴らし続けているのがこの種の運動であり、人々を人間性維持へのためまい努力であると感動させるものでしょう。

『働く者は自由になれる』とナチスが、アウシュビッツ収容所の出入り口に掲げた看板こそ、当時の犠牲者になった人々にも、後世その場所をおとすれた人々にも人間の愚かさの象徴に思えます。

この国では戦争は一部の高齢者を除いては跡かたも無いような状態です。しかし形こそ違え、遠いチェルノブイリの原発事故が、日本のすぐそばで、再現化されたことにより気の遠くなるような解決の時間が必要とこれ引き起こしたのも人間なのです。

歴史を振り返りつつその時代ごとの警笛を、市民の手で鳴らし続けると言つことがこの会の長い伝統であり、その為に日常の仕事の合間を見ながら努力を続けてきた、この会多くの諸先輩を思い出して頂くこともまた、経済万能主義にならないならば、そしてゆけないとの錯覚からの解放であ

り、不況が長く引く夢無き日本で「トラー」の言葉が、庶民の手でまたぞろ造り出される事の懸念が、先頃の大阪市長選で思い出されたのが取越苦勞であればと感じられます。とにもかくにも新年が明けました。後に続く人々のためにも希望を持って進みたいものです。

最後になりましたが会員の皆様のご健康とご多幸を祈ります。



### 第4回コアラ会 開催

平成23年12月14日晴天の絶好のコンディションのもと滝野カントリー倶楽部迎賓館コースにおきまして、第4回コアラ会ゴルフコンペを開催いたしました。

今回は初参加の方々を含め、16名参加いただき、コースの特徴である大きな池へ果敢に挑戦されています。

また、この日は12月には珍しく気温も上昇し汗ばむ陽気のなか笑顔で

ラウンドを楽しんでおられました。ラウンド後の懇親会では、ラウンド内容の反省や仕事の話と、和気あいあいとお互いに親睦を深めておられました。



次回開催は、4月上旬を予定しています。初心者の方やまだ参加されたいことのない方々の参加をお待ちしています。



有限会社 千坂 代表取締役 千坂 哲郎

ニッポン賞 平田 茂(平田工務)  
高山 光男(高山商店)  
準優勝 笹部 藤和(株)ホシ製作所  
幸 勝一(三幸鉄工所)  
ドラゴン賞 小野塚 勲(大塚刷毛製作所)  
田中 正司

パン職人である祖父千坂長治氏が日本人として初めて中国人シェフを招き、神戸居留地に大正元年に創業創業精神と技法を受け継いできた「大貫本店」は、現存するなかでは最古の中華そば店で、二〇一二年には創業一〇〇周年を迎える歴史ある老舗店です。

一代目千坂吉郎氏が終戦後の混乱を経て、昭和27年尼崎市へ店を移し、昭和30年に『大きく貴く』という信念を込めて「大貫」と命名。現在父



吉郎氏の「シンプルイズベスト」仕込みも仕上げもいかにシンプルにして深い味を出すかが勝負の教えを胸に抱き、二代目千坂哲郎氏と息子さんの千坂 創氏によって、代は替わっても流儀は変わらないと伝統の味を脈々と守り続けておられます。

四代目千坂 創氏によって作られる自家製の【たまご麺】は、現在も昔ながらの足踏み作業で作られ、他にはない独特の食感を生み出しています。創業より百年受け継がれたこの技法は、マスコミで再三取り上げられており、市内飲食業界においても大きな誇りでもあります。

また、時代や流行に流されることなく受け継いできた中華そばと焼き



飯は、一〇〇年間毎日継ぎ足し深みを増した【百年熟成醤油タレ】で仕上げられています。是非一度、歴史あるフロの味を賞味ください。大貫本店では、家庭で調理期間を短くフロの味を味わって頂くべく、真空パックでセット商品にし、クール宅急便で配達もしています。持ち帰りもできるような配慮をいたします。

お気軽にお問い合わせください。

尼崎市神田中通3丁目29  
電話 06-6411-9583

「曾祖父、祖父、父、私と4代続いで歯科医の家系です。」と語るのは、神谷歯科医院 神谷直彦院長です。



「高度な医療体制と誠実な治療 地域に必要とされる存在を目指して」

医療法人社団 鳳光会  
神谷歯科医院 院長 神谷直彦

「法人としては父が、平成8年12月に神戸市中央区相生町で医療法人社団神谷歯科診療所を設立。そして私が平成17年2月に神戸市中央区中山

手通で「神谷歯科医院」を開院し、さらに隣接して平成19年7月に「神戸インプラントクリニック」を開院しました。そして平成21年3月に三院を合わせ現在の医療法人社団鳳光会を設立し、一般歯科から小児歯科、PMTC

(歯のクリーニング)のほか、矯正やインプラント、審美に至るまで幅広い視野でオールマイティーにサポートできる体制を整えています。

現在はドクターの人数も増えておりますが、インフォームド・コンセント(正しい知識を得た上での同意)というソフトな面を重視し、カウンセリングには十分な時間をかけた上で、一人一人の患者様の今後の一〇年・二〇年先の日常生活を考慮満足・安心していただける治療プランをご提案していくようにしています。

また、神谷直彦院長は歯科医療を通じ地域社会に貢献する歯医者を目指したいと神戸JCに所属して、地域社会貢献にも意欲的に取り組んでいます。

「さまざまな世代、他業種の人々と触れ合う場への参加は、自分に足りないものに気づかされる良い機会、勉強にもなります」と私たち協同組合阪神商工経済会にも興味を持って頂いております。

多くの実績と誠実な治療でお口の健康と笑顔を支える身近な存在として「信頼される医院」を目指す傍ら「地域社会、神戸で何をすべきか」を考え続ける神谷直彦院長の地域への思いは限りなく深いようです。



\* インプラント (体内に埋め込まれる器具の総称 医務的に広く行われ、失われた根にかわる人工歯)

神戸市中央区中山手通4丁目1-11  
電話 078-3321 2332

### 相続時に必要な諸手続 申告と納付

【原則として相続税の申告が必要となる場合】  
相続人の遺産 + 被相続人が死亡3年以内に行った贈与財産 + 相続時精算課税に係る贈与財産 - 被相続人にかかる債務・葬儀費用 = 課税価格 > 遺産にかかる基礎控除額

相続人及び受遺者(遺言により財産を取得した人)は、原則として、おとなりになられた方(被相続人)の遺産と死亡前3年以内に行われた贈与や相続時精算課税に係る贈与財産の総額から、被相続人にかかる債務・葬儀費用を差し引いた合計額(=課税価格)が、遺産に係る基礎控除の額を超える場合には、被相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。したがって、課税価格が遺産に係る基礎控除の額以下である場合は、